

平成29年度

歯科医院休日当番事業補助金

評価表 NO.

7

所管部課名	市民健康課			担当者	松田			
事務事業名	保健衛生一般管理費							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、歯科医院休日当番事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	720 千円	国県支出金 千円	一般財源 720 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	開院延べ日数			73日／年	平成34年度			
成果指標②	来院患者数			350人／年	平成34年度			
補助対象者	薩摩川内市歯科医師会							
補助対象経費	歯科医院休日当番の運営に要する経費のうちの人件費							
補助対象事業・活動の内容	薩摩川内市における休日の歯科の急患に対応するため、薩摩川内市歯科医師会会員による輪番制休日急患当番体制の確保。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	720,000円							
上記項目の積算方法	基準単価10,000円に開院日数を乗じて得た額。ただし、予算の範囲内とする。							
補助を受ける3年分の事業（団体）等の状況	項目		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	959,000	57.1%	959,000	56.8%	926,000	55.9%
		会費収入	959,000	57.1%	959,000	56.8%	926,000	55.9%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	720,000	42.9%	730,000	43.2%	730,000	44.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,679,000	100.0%	1,689,000	100.0%	1,656,000	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	1,679,000	100.0%	1,689,000	100.0%	1,656,000	100.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,679,000	100.0%	1,689,000	100.0%	1,656,000	100.0%
		支出計/前年度支出計				100.6%		98.0%
		自己資金/前年度自己資金				100.0%		96.6%
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
	交付件数		1		1		1	
	成果指標の推移①		73		73		73	
	成果指標の推移②		331		317		276	
特記すべき事項等	【前回評価】							
	・休日歯科診療については、あくまでも急患に対応するためであることを重点的にPRされたい。							
	・休日歯科診療は、他自治体在住者の受診が多い。受診の機会確保のための補助金ではあるが、他自治体住民の受診についても薩摩川内市が費用負担していることになるため、補助のあり方を検討されたい。							
	【前回評価への回答】							
	・毎月「広報薩摩川内お知らせ版」に救急当番医を掲載する際、「利用は急患・重症患者に限る」との説明とともに、「体調が悪い時は、できるだけ早目にかかりつけ医の診療を受ける」と説明している。 ・他自治体住民の受診については、平成26年度は全体の18.7%であったが、年々減少し、平成28年度は全体の12.3%となっている。 補助のあり方については、市歯科医師会と協議したい。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当事業により、本市の日曜祝日の急患医療体制が堅持され、市民の福祉向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当 歯科医院休日当番事業を担える団体は、薩摩川内市歯科医師会しかなく、日曜祝日における急患医療体制への支援を継続する必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	1年間の祝休日73日に、年間300人前後の患者が受診しており、適切な効果が生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	薩摩川内市歯科医師会会員の連携により、実施する事業である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金額は、基準単価10,000円に開院日数を乗じて得た額とし、予算の範囲内と定めている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	薩摩川内市歯科医師会会員が、輪番制により本事業を維持している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	薩摩川内市歯科医師会により、市民福祉向上を目指し、在宅・施設等の高齢者及び障害者の歯科診療を実施。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	歯科医院休日当番事業に係る歯科医師の確保に関しては、当該事業への財政支援が最善の手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	歯科医院休日当番事業に要する経費のうちの人件費に充当するものであると、明確に規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 歯科医院休日当番事業に適切な補助を執行しており、以って市民の福祉向上に確実に寄与している。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

歯科医院休日当番事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる歯科医院休日当番事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 歯科医院休日当番事業補助金に係る補助事業等は、歯科医院休日当番事業の円滑な運営及び歯科救急医療体制の充実に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 歯科医院休日当番事業補助金の額は、次条に定める経費の額と基準単価10,000円に開院日数を乗じて得た額と予算を比較して予算範囲以内とする。

(補助対象経費)

第4条 歯科医院休日当番事業補助金は、歯科医院休日当番の運営に要する経費のうち人件費について交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月1日とする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 休日当番計画表(様式第1号)

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 歯科医院休日当番事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者歯科医院休日当番事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 休日当番実施表(様式第1号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 歯科医院休日当番事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 開院延べ日数

(2) 来院患者数

(補助事業者等の責務)

第9条 歯科医院休日当番事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の歯科保健衛生施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条及び第 7 条関係)

休日当番計画（実施）表

1 休日（診療時間 午前 9 時から正午まで）

期 日				祝祭日等	医療機関名
年	月	日	曜		